

早期履修の認定基準に関する内規

(令和7年1月10日制定)

(令和7年5月9日改正)

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学システム情報学部規則第4条第6項の規定により、早期履修の認定基準について定める。

(資格)

第2条 本学部2年次の学生のうち、次の各号の要件を満たした者については、本学部が開講する専門科目（総合系及び専門教養系の授業科目を除く。）の早期履修を認定することがある。

- (1) 本人が早期履修を希望していること。
- (2) 1年次配当の専門科目及び教養科目の必修科目の単位を全て修得していること。
- (3) 1年次に修得した専門科目（専門教養系の授業科目を除く。）の単位数のうち36単位以上が「秀」又は「優」であること。

(申請)

第3条 早期履修を希望する者は、1年次終了時に、所定の早期履修申請書を学部長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 早期履修の認定に当たっては、教授会の議を経て、学部長が認めるものとする。

(その他)

第5条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に必要な事項については別に定める。

附 則 (令和7年1月10日)

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月9日)

この内規は、令和7年5月9日から施行し、改正後の早期履修の認定基準についての規定は、令和7年4月1日から適用する。